

コインロッカー設置契約書

設置先名称			
設置先住所			
電話			
型式	機種	台数	使用料金
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
パーツ	マスターキー〈 〉	個	予備ケーシング 個

上記契約書は、甲と乙がコインロッカーを設置し営業する事に関し下記条項を双方確認の上締結した。

1. 甲は乙に設置場所を提供し、乙は指定された場所に上記ロッカーを設置し、顧客の使用に供するものとする。
2. 上記ロッカーの所有権は乙に帰属する。
3. 甲は善良なる管理者の注意をもって維持管理につとめる。
4. コインロッカーの売上回収は甲に日時を連絡し必ず甲・乙立会いの上行うこととする。但し、甲の早急な回収要請時には往復の交通費を甲は負担することとする。
5. 甲のコインロッカー売上分配率は %とする。
6. 乙は指定された場所から上記ロッカーを移動する時又は設置台数を増減する時は文書による甲の承認を必要とする。
7. 当初の見込通りに売上が達成しない場合、口数が不足する場合は台数の見直しをする。
8. 甲・乙は互いの承認無く上記ロッカーを他に転売、譲渡、質入、転貸等の行為をしてはならない。
9. ロッカーキーの紛失時及び荷物の受渡し等は甲が責任をもって使用者に対処する。
10. ロッカーキーの紛失は使用者の負担、ロッカーの破損等はその当事者の負担、不明時は乙の負担にて処理する。
11. 乙は上記ロッカーの点検等のため甲に連絡し設置場所に立ち入る事が出来る。
12. 甲・乙は本契約を契約期間内に解約する時は、二週間以上の予告の上解約することが出来る。但し契約後六ヶ月以内に解約する時は撤去費用を甲は負担することとする。
13. 本契約期間終了後一か月前に甲・乙いずれからも申しでなき場合は毎年自動更新とする。

本契約書の証として本書二通を作成し署名捺印のうえ各一通を保管する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 東京都新宿区百人町1丁目23番11号

八嶋産業株式会社

